

児童を委託されている里親の皆さまへ

原油価格高騰対策・食費負担軽減に関する 補助金のご案内

宮城県では、児童を委託されている里親の皆さまに対し、「原油価格高騰対策」及び「食費負担軽減」のための補助金を交付します。

1 補助対象者

宮城県の児童相談所から、児童を委託されている里親

2 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 補助金額

区 分	①原油価格高騰対策	②食費負担軽減
金 額	児童1人あたり 700円/月	児童1人あたり 3,900円/月
注意点	対象期間の中途に「委託」「解除」があった場合は、増減があった日の属する月の翌月から変更を適用（月初日の場合は、その月から変更） 例）10/1 委託 → 10月分から支給 10/2 委託 → 11月分から支給 10/1 解除 → 9月分まで支給 10/2 解除 → 10月分まで支給	

4 申請方法

(1)提出書類

①原油価格高騰対策

別記様式第2号（委託里親用）

「児童養護施設等原油価格高騰対策費補助金交付申請書兼実績報告書」

②食費負担軽減

別記様式第2号（委託里親用）

「児童養護施設等食費負担軽減事業補助金交付申請書兼実績報告書」

※振込口座が確認できる書類（通帳など）のコピーを添付してください。

※①②の補助金の交付要綱は、「子ども・家庭支援課ホームページ」に掲載しています。

裏面に続きます

(2)提出方法

- 今年度から、電子メールによる受付を始めます。可能な方は電子メールで申請してください。(①②の交付申請書、通帳等のコピーを添付)

【送信先】子ども・家庭支援課社会的養育推進班

kodomosy@pref.miyagi.lg.jp

- 申請書様式（word ファイル）は「子ども・家庭支援課ホームページ」に掲載しておりますので、あわせてご利用ください。

宮城県子ども・家庭支援課トップページ → 児童養護施設等への支援

- メール提出が難しい場合は、郵送で送付してください。

【提出先】〒980-8570（住所記載不要）

宮城県子ども・家庭支援課 社会的養育推進班

昨年度までは、児童相談所へ提出していただきましたが、今回からは県庁（子ども・家庭支援課）への提出となりますので、ご注意願います。

5 申請受付期限

令和7年2月12日（水）17時まで（必着）

【問合せ先】

宮城県子ども・家庭支援課 社会的養育支援班

（担当 勝倉）

電 話 022-211-2532

メール kodomosy@pref.miyagi.lg.jp